

【令和 6 年第 4 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 健康福祉委員長 鈴木 朋子

○「議案第 1 7 2 号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 水道技術管理者の資格要件において実務従事経験年数が緩和される専用水道の範囲を拡大することによって生じる支障について

今回の規定変更による支障は生じないものと認識している。

- * 資格要件における衛生工学又は水道工学に関する学科目を履修した場合の実務経験年数を改正する理由について

令和 5 年 3 月に開催された国の「第 3 回水道の諸課題に係る有識者検討会」において、水道設備・管理に関わる職員は、学校等の学科の履修に加え、特に実務経験が不可欠であるとする意見があり、今回の改正では国と同様に、実務経験を重視し、衛生工学又は水道工学に関する学科の履修の有無にかかわらず、3 年以上の実務経験を要件とした。

《意見》

- * 実務従事経験年数の見直しによって、水道技術管理者の人材不足が生じないようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 7 3 号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 条例改正の目的について

コロナ禍における相談者の多様化及び相談内容の複雑化、また、今後、単身高齢者世帯が増加する見通しから、救護施設入所者の自立支援を更に推進する必要があるとして、国の省令において個別支援計画の作成が義務化されたことに伴い、条例を改正するものである。

- * 今回の条例改正に関わる市内の対象者数について

市内の保護施設等は、救護施設である聖風苑の一箇所であり、定員は 8 0 人である。現在の入所者数は 8 0 人近くおり、市内の対象者は 8 0 人近くいることになる。

- * 聖風苑に滞在する長期入所者について

救護施設は、日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活訓練等を行うことにより、地域生活に戻ることを目的としているが、長期に入所する人が多くいる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 190 号 川崎市葬祭場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 北部斎苑における過去の倒木の発生状況及び緑地の維持管理状況について

令和 4 年度に北部斎苑の休憩棟に倒木した事例のほか、令和 6 年 5 月に近隣住民等に被害が生じた事例が 1 件ある。令和 4 年度以前は、倒木した樹木の処理を年 1 回実施していたが、令和 5 年度からは倒木を未然に防ぐための取組を実施している。令和 5 年度に指定管理者が緑地内の樹木の調査を実施し、調査結果に基づき令和 6 年度には約 700 万円の予算措置を行い、優先順位を付けて計画的に伐採している。

* 指定管理者の選考スケジュール、民間活用事業者選定評価委員会斎苑部会での議論の内容及び会議形態について

募集告示を令和 6 年 8 月 2 日に実施し、民間活用事業者選定評価委員会斎苑部会での審査を令和 6 年 10 月 30 日に実施した。

選定評価委員会では、応募団体であるイーグス・グループ有限責任事業組合に対して、全国展開の実績から、新しいサービスが期待できるとする意見があり、また、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体に対しては、今後の火葬需要の高まり及び南部斎苑の大規模改修工事を見据えた場合に、これまでの経験及び実績を踏まえた安定的な運営が期待できるとする議論があった。葬祭事業者や地域との連携、葬儀に対する地域性の理解、災害時に備えた危機管理体制、売店運営手法、採算性の確保、南部斎苑大規模改修工事中の安全で安定的な斎苑運営の確保及び今後の火葬需要への対応等に関する各項目について、各応募事業者から提案があり、会議は対面形式で実施した。

* 令和 5 年 10 月に発生した北部斎苑の火災を踏まえた選定評価委員会における評価について

火災を未然に防ぐことが大変重要であるが、火災が発生した場合に火葬に影響が出ないように迅速に対応することも重要であり、全国展開を行うイーグス・グループ有限責任事業組合の方が該当する項目においての点数が高かった。

* 北部斎苑の火災原因及び安全対策について

火災原因は、1 点目として本来閉めるべき窓が開いており異常燃焼が発生したこと、2 点目として異常燃焼に対して、制御プログラムが発動しなかったことが原因である。対策として、窓を閉めることをマニュアルに明記し、仮に窓が開いていたとしても制御プログラムが発動するようにプログラムを修正した。

* 指定管理料の内訳等について

今回の 5 年間の人件費の総額は約 11 億 2,800 万円、事業関係経費は約 13 億 2,700 円、管理運営経費は約 2 億 7,500 万円である。人件費等は前期と比較して増額している。

* 指定管理者が再委託している業務について

葬祭場の警備員、一部の清掃業務及び売店業務を再委託している。

* 収支計画における売店等収入の推移の根拠及び令和 5 年度の売店収益について

指定管理予定者の構成員である富士建設工業株式会社は、他都市で 5 つの葬

祭場における売店運営の実績があり、採算性の確保に関して、POSシステムの導入及びスマホオーダーシステムの導入による業務の効率化を図ることで、収益を上げることが提案している。また、火葬需要の増加による利用者の増加が見込まれるため、売店等収入の増額を想定している。なお、令和5年度の売店収益は5,307万8,000円である。

*** 指定管理者選定における加算点数について**

川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体が、令和元年度から令和5年度までの間、本市葬祭場を指定管理者として運営した実績があり、年度評価において評価ランクBを4回、評価ランクCを1回獲得しており、評価ランクに応じて、総配点525点に4パーセントを乗じた21点を加算点数とした。

*** 指定管理者選定時の倒木及び火災を踏まえた議論について**

倒木及び火災に関する議論はなかった。

*** 利用者の要望等に対する改善及び取組状況について**

令和5年度のアンケートにおいて、意見・要望が194件あり、「きれいな設備だった」、「職員の方々が親切で助けられた」とする意見が82件、「冷房が効いておらず暑かった」、「遺族控室がカビ臭い」等の改善要望が112件あった。また、改善要望・苦情のうち、市バスの増便希望及び駐車場の拡幅希望等の指定管理者での対応が困難なものが30件、指定管理者が対応可能なものが82件であり、指定管理者が対応可能なものは、要望に沿った対応又は代替手法で対応したものが63件、要望に沿った対応を見合わせたもの又は検討中のものは19件であった。

*** 駐車場の拡幅に関する要望への今後の対応について**

北部斎苑の駐車場の収容台数については限られており、斎苑を利用する葬家の利用を最優先とし、状況に応じて柔軟に運用している。敷地内における駐車場の拡幅は困難であることから、これまでの運用を踏まえ、次期指定管理者と協議を重ね、改善を図りたい。

*** 葬祭場の使用料に関する考えについて**

急激な使用料の値上がりは市民への影響があるため、これまでに生じた様々な大規模な改修工事費用等の転嫁を抑えつつ、1件当たり6,750円としている。今後、南部斎苑の大規模改修工事が控えているため、市民への影響が少ない方向で使用料の在り方を検討したいと考えている。今後、令和8年度の葬祭場の使用料の改正を見据え、令和7年度に検討する予定である。

*** 申込みから火葬までに掛かる待機日数及び1日当たりの火葬件数について**

令和5年度の火葬までの平均待機日数は4.11日であり、内訳は南部斎苑が3.27日、北部斎苑が4.77日である。

現在、北部斎苑は1日当たり26件の火葬を実施しており、次期指定管理者からは、1日当たり28件の火葬とする提案を受けている。

*** 今後の南部斎苑における大規模改修工事期間中の葬祭場運営の対応について**

現在、南部斎苑は1日当たり24件の火葬を実施しており、大規模改修工事期間中も、可能な限り1日当たりの火葬件数を維持する予定で工事日程を検討

している。

*** 予約システム等の葬祭場におけるＩＴ化の状況について**

葬祭場において予約システムを導入しており、市が管理している。

*** 指定管理者に対するモニタリングの取組状況について**

モニタリングは、メール及び電話でのやり取りだけでなく、部長級の職員も含めて直接現場に赴き、課題が発生した場合には共有及び検討を行い、対応している。

《意見》

- * 葬祭場の周辺緑地の維持管理について、倒木による近隣住民等への被害が発生しないように、指定管理者の業務として適切に取り組んでほしい。
- * 葬祭場の使用料の増額は市民サービスにも影響を与えるため、公共施設である点を踏まえて適正な価格を財政局と十分に検討し、方向性が決定した際には議会へ報告してほしい。
- * 故人の見送り方法に関する市民ニーズは多様化しているため、要望等があった場合には、柔軟に対応して可能な限り実現できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決